平成２５年（フ）第４１６９号
大阪府茨木市北春日丘４丁目９番13号　シャルム春日丘303号
債務者　藤山　正志
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９２号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―605号
債務者　二口七津江
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３９号
大阪府東大阪市友井５丁目３番６―501号
債務者　上田　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６００号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　白石　一喜
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２１号
大阪市東淀川区北江口１丁目５番１―701号
債務者　津村　　晴
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２２号
大阪府大東市御供田１丁目７番19号
債務者　山中　由美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２６号
大阪市平野区加美北５丁目９番６―905号
債務者　日下謙次郎
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２７号
大阪市平野区加美北５丁目９番６―905号
債務者　日下万須美（旧姓堂後）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２８号
大阪市浪速区敷津西２丁目３番12―302号
債務者　堀江　勇人
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８号
兵庫県宝塚市山本南１丁目31番20―203号
債務者　美馬　欣一
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
兵庫県西宮市池田町13番１―305号、前住所兵庫県西宮市津門大箇町５番17―1208号
債務者　小田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目４番９号
債務者　高江洲己女子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８５号
熊本市北区梶尾町1317番地44、前住所熊本市中央区京町２丁目14番33号　アストリー京町台205号
債務者　松永　亜紀
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２６号
大分県別府市北的ケ浜町４番28号
債務者　佐藤由布子（旧姓關）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
宮城県大崎市古川西館３丁目７番７号、従前の住所宮城県大崎市古川北町３丁目９番18号サケイビル305号
債務者　中鉢　　翔
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
千葉県我孫子市天王台６丁目３番２―106号　天王台マンション
債務者　板倉　　大
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３４５号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区19棟402号
債務者　松田　慶孝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７７号
千葉県流山市大字東深井109番地の８　サマックスマロニエＡ―202
債務者　石川恵三子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部